岩手県港湾施設管理条例(昭和 40 年条例第 38 号)に規定する港湾施設 使用(占用)許可に係る審査基準

岩手県港湾施設管理条例(以下「条例」という。)第7条第1項に規定する使用許可及び第8条に 規定する占用許可については、条例で定めるもののほか、次に掲げる基準を全て満たしていること。

1 共通事項

- (1) 申請書様式が適切であり、かつ、添付書類に漏れがないこと
- (2) 港湾の開発、利用、保全及び維持管理上、支障となるおそれがないこと
- (3) 環境を悪化させるおそれがないこと
- (4) 港湾管理者が特に必要とする条件を満たしていること

2 使用許可

- (1) 港湾施設の能力に照らし適切であること
- (2) 港湾施設が損傷又は汚損されるおそれがないこと
- (3) 港湾施設の目的及び用途を妨げるおそれがないこと

3 占用許可

- (1) 港湾管理上、法令や当該施設の利用目的に照らして支障がないこと
- (2) 港湾施設の維持、機能の保全上、設置物により支障を生じないこと
- (3) 港湾計画や施設整備の関係上、問題がないこと

附則

この審査基準は、令和5年4月1日から施行する。

<参考> 岩手県港湾施設管理条例(抜粋)

(禁止行為)

- 第3条 港湾施設においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 港湾施設を損傷し、又は損傷するおそれがある行為をすること。
 - (2) 港湾施設に竹木、土石、廃油、石炭から、ごみ等を捨てること。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、港湾施設の機能を妨げる行為をすること。

(危険物についての制限)

- **第5条** 爆発物その他の危険物(当該船舶の使用に供するものを除く。以下「危険物」という。)を積載した船舶は、知事の指示した場所でなければ港湾施設に停泊し、停留し、又はけい留してはならない。
- 2 危険物を港湾施設に搬入しようとする者は、知事に届け出なければならない。
- 3 危険物の種類は、港則法(昭和 23 年法律第 174 号)第 20 条第 2 項の規定により定められた種類とする。 (使用の許可)
- 第7条 次に掲げる港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。
 - (1) 泊地(水面木材整理場の用に供する部分に限る。以下同じ。)
 - (2) 岸壁(水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域内の岸壁で、規則で定めるものを除く。以下同じ。)
 - (3) 係船浮標
 - (4) 浮桟橋(リアスハーバー宮古に係るものに限る。)
 - (5) 軌道走行式荷役機械
 - (6) 上屋
 - (7) 野積場
 - (8) 貯木場
 - (9) 船舶のための給水施設
 - (10) 船舶保管施設
 - (11) 港湾管理事務所(研修室に限る。以下同じ。)
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。
 - (1) 港湾施設を使用しようとする者に係る船舶が、当該港湾施設を損傷し、又は汚損するおそれがある船舶であるとき。
 - (2) 港湾施設を使用しようとする者に係る船舶の所有者等(船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和50年法律第94号)第2条第1項第2号に規定する船舶所有者等をいう。)が、当該船舶の事故により生じた損害の賠償及び費用の負担(以下「損害の賠償等」という。)の能力を有しないおそれがある者又は損害の賠償等をしないおそれがある者であるとき。